⑷　⑶の記載によるほか、超高精細度テレビジョン放送の試験放送を行う場合であつて、申請者と申請者以外の者により、一の周波数を一定時間ずつ使用するときは、次のように記載すること。

（記載例）　放送時間帯として希望する時間帯

（月）　10時～22時
（火）　10時～22時
（水）　10時～22時
（木）　10時～22時
（金）　10時～22時
（土）　10時～22時
（日）　10時～22時

ただし、災害放送その他番組編成上のやむを得ない理由により、上記開始の時刻又は終了の時刻を変更して放送することがある。

別表第七の一一号注5㈣中「エまで」を「オまで」に改め、同号を同注5㈤とし、同注4㈣中「場合であつて」を「場合は」に改め、同注を同注4㈤とし、同㈢の次に次のように加える。

イ　超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送（当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。）に係る放送時間の占める割合

別表第七の一号注2㈣中「エまで」を「オまで」に改める。

別表第七の一一号の表を次のように改める。

第２　衛星基幹放送に係る事業計画書

事　業　計　画　書

（別紙）
□⑴　経営形態及び資本又は出資の額
□⑵　事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
□⑶　主たる出資者及び議決権の数
□⑷　３分の１を超える議決権を有する者に関する事項
□⑸　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は３分の１を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
□⑹　役員に関する事項
□⑺　放送番組の編集の基準
□⑻　放送番組の編集に関する基本計画
□⑼　週間放送番組の編集に関する事項
□⑽　放送番組の審議機関に関する事項
□⑾　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
□⑿　災害放送に関する事項
□⒀　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
□⒁　試験の方法及び具体的計画
□⒂　将来の事業予定
□⒃　基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

長辺　短辺　（日本工業規格Ａ列４番によること。）

区　別	提出する別紙	備　考
１　認定の申請の場合	⑴　（注１） ⑵　（注２）（注３） ⑶　（注２）（注３） ⑷　（注２）（注３）（注４） ⑸　（注２）（注３）（注４） ⑹　（注２） ⑺　（注３）（注４）（注５） ⑻　（注４）（注５） ⑼ ⑽　（注３）（注４）（注５） ⑾　（注４）（注６） ⑿　（注３） ⒀　（注７） ⒁　（注８） ⒂　（注２）（注３）（注４） ⒃　（注２）（注３）（注４）	（注１）　協会及び学園の基幹放送の業務の場合は、経営形態については記載を要しない。 （注２）　協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 （注３）　学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 （注４）　臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 （注５）　法第８条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 （注６）　学園の基幹放送の業務の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 （注７）　衛星基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 （注８）　基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 （注９）　当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。
２　認定の変更の申請の場合	⑴　（注１）（注９） ⑵　（注２）（注３）（注９） ⑶　（注２）（注３）（注９） ⑷　（注２）（注３）（注４）（注９） ⑸　（注２）（注３）（注４）（注９） ⑹　（注２）（注９） ⑺　（注３）（注４）（注５）（注９） ⑻　（注４）（注５）（注９） ⑼　（注９） ⑽　（注３）（注４）（注５）（注９） ⑾　（注４）（注６） ⑿　（注３） ⒀　（注７） ⒁　（注８） ⒂　（注２）（注３）（注４）（注９） ⒃　（注２）（注３）（注４）（注９）	